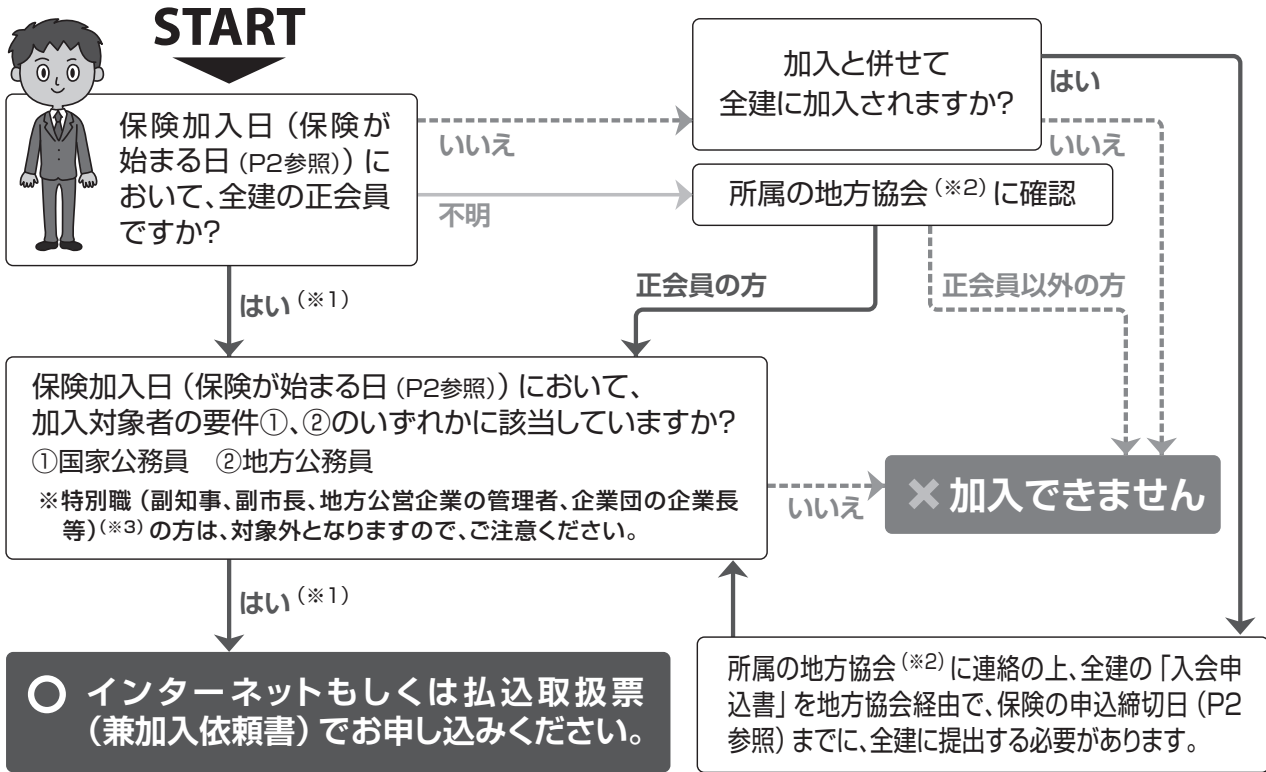


更新時には、必ず、 下記の確認チャートにてご確認ください

(パンフレットP7)

加入対象者 確認チャート



※1 保険が始まる日（加入日（P2参照））において、退職等により公務員又は正会員でなくなる場合は、加入ができませんので、予めご了承ください。
 ※2 所属の地方協会がご不明の際は、全建会員課（裏表紙に連絡先）までお問い合わせください。
 ※3 特別職とは国家公務員法及び地方公務員法に定められる国会議員、地方公共団体の長、防衛省職員等をいい、副知事、副市長、地方公営企業の管理者、企業団の企業長等も含まれます。

保険が始まる日（通年契約の場合2026年8月1日）において、

①「全建の会員であること」、②「現役の公務員であること」を必ずご確認ください。

①②でなくなった場合※は、加入ができませんので、ご注意ください！

ご注意いただきたい、考えられる例

1. 転勤時

転勤先においても、確実に、新たに地方協会へ「全建会員」として入会していただいておりますか？

2. 保険が始まる日（通年契約の場合8月1日）の前日（7月31日）までに、「辞職・退職等により、公務員でなくなった場合」

例えば、お申し込みいただいた後、保険が始まる日（8月1日）の前日（7月31日）までに、転勤等による辞職・退職扱いとなってしまった場合は、本保険にご加入いただけませんので、取扱代理店までご連絡ください！

※保険加入中に、退職された方、あるいは、外郭団体等への派遣等により、公務員ではなくなった方（一時退職扱いによる出向等）へ。

上記の方は、保険の中途解約をしていなければ、その時加入していた保険期間の末日（今回の場合は2026年8月1日）から起算し5年以内に、公務員としての職務につき行った行為に起因した請求がなされた場合、補償の対象となります。（ただし、退職後の（公務員ではなくなった）勤務先の職務につき行った行為に起因する請求については補償の対象外ですのでご了承ください。）